

第32回世田谷区農業委員会総会

日：令和2年3月30日（月）

場所：区役所第2庁舎第5委員会室

第32回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年3月30日（月）午後3時から

開催場所：区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、
田中光男、苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、
橋本隆男、高橋良治、田中宏和、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、
真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員： なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主
事 関智秋
次期事務次長 荒井広司、次期主事 岡田英朗

午後 2 時58分開会

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまより第32回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長挨拶)

○高橋会長 それでは、議事に入ります前に、本日は全員出席のようですので、総会は成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、佐藤満秀委員と山崎節彌委員、よろしくお願いいいたします。

では、次第 4 の議案の審議に入ります。今回は、(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等について上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条はなく、農地法第 5 条が 1 件となっております。

それでは、報告をお願いいいたします。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください。第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について、専決処理のため報告のみとさせていただきます。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 これについてご意見がありましたらお願いいいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、質問はないようですので第 2 号議案は終了いたします。

次に、(3)の第 3 号議案その他の事項について上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが 3 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが 4 件、農地法第 3 条の 3 届出の報告についてが 1 件ございます。

それでは、まず相続税納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 1をご覧ください。第 3 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいいたします。

池亀委員 調査日は令和2年3月23日に事務局2人とともに現地で、〇〇さん立ち会いのもと行いました。こちらの畑は、全部で〇反弱ぐらいの広さがある内の、とば口の〇〇㎡が〇〇さんの名義になっておりまして、その件でございます。被相続人は、死亡するまで農作業の指示等を行っていたということで、こちらの耕作云々は本人と〇〇さん、それと〇〇さんが3月いっぱい〇〇を退職しまして家に入るということで、その方と〇〇さん、家族4～5人で耕作をしているような状況でございます。作物等は、今の時期ですのでも何も植わっていないくて、ただ1つ、柑橘類の苗が何本か植わっておりまして、仮植えをして、それをこちらの場所に植える形にするようなことをおっしゃっていました。肥培管理等でございますが、周りに若干草等がございましたけれども、まあまあ良好でございます。

高橋会長 意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目ですが、2件目と3件目の条件は相続人が同一であるため、事務局からの説明は2つ続けてお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-2並びに資料No.2-3をご覧ください。

こちらの2つの案件につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、相続人が同一で、該当の農地も隣接しておりますので、事務局から資料No.2-2並びに資料No.2-3を続けて説明させていただきまして、調査に行かれました佐藤治雄委員には、その後にそれぞれの農地について調査結果のご報告をしていただきたいと思います。なお、採決につきましては、委員の報告の後に2件まとめて行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず資料No.2-2をご覧ください。第3号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。第3号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 3月23日に事務局2名と現地を調査いたしました。〇〇さんに立ち会っていただきました。資料No.2-2の〇筆ですけれども、トータルで〇〇㎡ですが、ここはツバキとウメとサツキの植木が全面に植わってありました。そして、資料No.2-3の〇〇番の方ですけれども、ここは野菜が植わってありまして、行った日にはネギとタマネギとホウレンソウ、ニンニク、そしてサツキとツバキが植わってありました。ここは〇〇が完了したばかりのところ、畑はまだ本格的にはできない感じですが、道路も抜けて、随分きれいになっておりました。売るのは、畑に小屋を建てて売っていたそうですが、この〇〇の関係で1回それを壊しちゃったので、〇〇が大体完了しましたので、小屋を作って、またここで作ったものをその小屋で売るとおっしゃってありました。やっている方は、〇〇さんお1人です。もう少ししたらきれいな畑になるかなと思います。現状は、草とかはほとんどありません。

高橋会長 ありがとうございます。この2つの案件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

三田委員 基本的な質問ですが、改めて適格者証明というのは、〇〇で出ているという形ですか。今もう〇〇は終わっているんですね。

佐藤(治)委員 終わって、〇〇も終わったと思います。

三田委員 それで、営農を行っているところで、さかのぼって出すという考え方ですか。

佐藤(治)委員 ということだと思います。

事務局 登記を最終的に一括して移しかえなければいけないので、その段階でこの広い場所になっているんです。

三田委員 なるほど、登記表にという形なんですね。そうすると必要になるのは、適格者証明の方になる訳ですね。引き続きではなくて。

事務局 そのとおりです。

高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですので、これら2つの案件について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。4件ございます。

順に審議いたします。1件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました三田浩司委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 3月18日に事務局2名と一緒に現地に行っまいりました。畑は、この〇〇さんのご自宅の〇側にある長方形の隣接する竹山です。タケノコ畑と言っていいと思うんですけども、そこが隣接するところで、昔からあるところですけども、今、実際にここで営農を行っているのは、〇〇さんが中心になって行っいらっしゃいます。畑の状況ですけども、まず、下に雑木等とか草とかが生えやすいんですけども、全部きれいに取ってあって、ご本人いわく、もうちょっと竹を切りたいということですが、ほぼきちんと、風通りもよくするような形で、外側はあえて入れないように密集させてあるんですけども、中は比較的すいたような形で竹が生えていて、良好な状況だったかなと思います。植わっているのは竹、タケノコをとるための竹林になっています。農産物ですけども、庭先販売が中心となって、それから自家消費という形で、量的なものも限られるんですけども、昔からやっているような形を継続していると伺いました。管理の状況等は、ほぼこれで良好なのではないかという印象を受けました。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

それでは次に、2件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

上野委員 3月23日に事務局2名と〇〇さん立ち会いのもと、現地を調査しました。まず、こちらを農業経営しているのは、相続人の〇〇さんが大体年間〇〇日ぐらい、〇〇さんが大体〇〇日で、2人で回しています。まず農作物の生産販売状況ですけれども、十分畑は活用されていまして、調査した段階では、まだブロッコリーとネギがありました。あと、既に耕したりマルチを張ったりして、次のサトイモ、エダマメ、トマト、ナス、ブロッコリー等の用意がされていまして、生産緑地の中にウメ、ミカン、キンカン、プラムがありまして、これはそれぞれ実ができたときに販売しているそうです。この販売方法につきましては、全て庭先販売で対応しています。肥培管理につきましては、プラムとかミカンの下にちょっと雑草があるぐらいで、肥培管理状態は、はっきり言って非常にいい方だと思います。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目ですが、3件目と4件目の案件は農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席いただきます。それでは、〇〇委員、審議の間、ご退席をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

高橋会長 これら2つの案件については、相続人が同一であるため、事務局からの説明は2つ続けて行ってまいります。

では、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 3及び資料No.3 - 4についてご説明いたします。こちらの2つの案件につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、相続人が同一であり、委員にも同じ日に調査に行ってくださいましたので、事務局から資料No.3 - 3と資料No.3 - 4を続けて説明させていただきます。調査に行かれました池亀委員には、その後にそれぞれの農地について調査結果のご報告をしていただきたいと思います。なお、採決につきましては、池亀委員の報告の後に1件ずつ行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、まず資料No.3 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No.3 - 4に移らせていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件を調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 調査日は令和2年3月23日に事務局2人とともに、〇〇さん立ち会いのもと現地で行いました。場所は3カ所に分かれておりまして、資料No.3 - 3、これはほとんど大きな1つのハウスで、この中で切り花をやっておられました。もう1カ所が〇丁目の〇〇番、これは〇〇になるんですけども、こちらには植木といいますか、ロウバイですとかサンシュユだとかサクラ、これは枝花としてお売りになっているようでございます。もう1カ所が〇〇番、こちらもほとんど切り花用の作付になっておりまして、畑の端の方にモモですとかの植木が植わってまして、3カ所ともほとんど切り花、枝花でございます。農業経営は〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんと3人でほとんどおやりになっているということでございます。農産物の販売等は、前は自宅でも売っておったんですけども、今は9割方、〇〇のファーマーズマーケットで販売を行っております。肥培管理でございますが、若干の草等はございますが、まあまあ良好でございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この2つの案件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ご意見がないようですので採決させていただきます。

まず、3件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、4件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

〔〇〇委員 着席〕

高橋会長 以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、農地法第3条の3届出の報告についてですが、専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

1件ございます。事務局から報告願います。

事務局 それでは、資料No.4になります。まず参考までに、農地法第3条の3について説明させていただきます。農地法第3条というの、今年度も何度か総会の案件で取り扱いましたとおり、農地を農地として所有権の移転等を行う場合に、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められている条文になります。そして、この農地法第3条の3につきましては、昨年12月の総会でもありましたとおり、農業委員会に届出をしなければならないと定められてございますが、許可は必要ない案件でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。お手元の資料No.4をご覧ください。農地法第3条の3に基づく届出について、専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-3・3-3。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 これについて質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、質問がないようですので、農地法第3条の3の届出の報告については終了いたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和2年5月の総会日程(案)について協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、世田谷区農業委員会総会日程について(案)を
ご覧下さい。

次回の総会開催日時につきましては、令和2年4月27日(月)午後3時から、会場は区
役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

令和2年5月の開催日時につきましては、5月22日(金)午後3時から、会場は区役所
第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、5月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案のとおり決定いたします。

次に、(2)の特定生産緑地の指定申請を受けた農地の肥培管理の状況について協議しま
す。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料No.6をご覧下さい。特定生産緑地の指定申請を受けた農地の肥
培管理状況について。

こちらは、昨年5月から12月の間に特定生産緑地の申請を受け付けた農地の中に、皆
様が行っていただきました農地パトロールで、委員から肥培管理良好とは言いがたい農地
がその特定生産緑地の申請の中に含まれていましたので、情報提供をするものでございま
す。このまま指定の進め方を進めてよいかどうか、農業委員会でのご意見、お考えを聞くも
のになります。この総会で皆様にこの情報を共有させていただきまして、4月の総会まで
に管轄の委員ですとか事務局で、所有者の方に現在の状況ですとか今後の肥培管理、耕作
の進め方とか状況を聞き取った上で、4月の総会で農業委員会としてのお考え、結論めい
たものを出したいと考えております。

資料につきましては、1枚目はその該当の農地の場所と面積、納税猶予の適用の有無を
示した表になります。件数としては4件です。それぞれ、公図と該当の農地の写真をおつ
けしています。

最後に、世田谷区農地管理基準を添付しております。農地管理基準の1ページ目に保全管理基準として、(1)に農地全体が現に農業の用に供され、雑草等が繁茂していないこと、(2)に農産物を作付、栽培し、収穫している実態があること。そして、2の肥培管理基準の(1)につきましては、区民が見て、畑として整然と管理されており、人の手が入っていることが判然としていること、の野菜くずや剪定枝等が散乱しておらず、整理されていること、続いて、の多年生雑草や多年生植物が繁茂していないこと、で年1回以上の草刈り等が行われていること、ただし、草生栽培を行っている場合はその事情を勘案するとございます。

今回は、特定生産緑地という制度で申請を受けて指定するというのが初めてのことでございますので、最終的に指定するのは区ではございますけれども、やはり、区の都市計画部門の職員ですとか、都市農業課の職員もそうですけれども、農地というところでの専門的な判断はなかなか難しいところがありますので、農業委員会として、この状況をご覧いただいて、これは例えば、所有者の方から今後はJAさんに支援に入っていて、必ず耕作をきれいにしていくという確証がとればそれでよしとするのかですとか、特定生産緑地の指定については2回目と3回目が今年と来年にまだ申請期間を設けている訳ですけれども、きちんときれいにしていただかないと、その申請を受け付けるべきではないんじゃないかなというところを、皆様のお考えをお聞きしたいということとして、今回、率直なご意見を伺わせていただくのはもちろんあるかとは思いますが、来年度4月の総会で、この農地の件について結論を出したいというのが、今回情報提供をした意図でございます。

高橋会長 この特定生産緑地、今ちょっと写真を見させてもらおうと、何かとんでもない農地ばかりに見えるんですが、それぞれ1度、皆さんに持ち帰っていただいてよく考えていただきたいのと、また、JAの指導もでございます。それもどうするのかということもありますので、各農協へは私どもは持ち帰るつもりでおりますので、申し訳ないんですが、ぜひ1カ月余裕をいただいてご意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでしたら、来月の総会まで皆さん持ち帰って、ぜひお考えいただいてから審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、そのように決定しましたので、協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。(1)から(7)について事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、市民農園運営状況報告についてのご案内でございます。

本件対象の農地は、平成30年11月の総会で都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について審議、承認された市民農園でございます。開設に当たりましては、農地所有者と市民農園の開設者と区の3者で貸付協定を結んでおりますが、この報告はその協定の中にあります開設日から1年経過するごとに報告しなければならないという定めに基づいて、区長宛てに提出されたものでございます。農業委員会としましても、貸付規定の審議をしておりますので、総会にて情報提供をするものでございます。

(事務局より運営状況等について報告)

報告は以上になります。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。令和2年度農業委員会活動推進要領についてでございます。

資料の1枚目が東京都農業会議からの送付状で、ページ番号で言いますと、3ページから6ページまでが要領でございます。本件につきましては、先月2月20日に開催されました東京都農業委員会・農業者大会にて案文が示され、今月17日に開催されました東京都農業会議の通常総会にて結成されたものでございます。

詳細につきましてはこちらに記載されているとおりでございますが、要領の1の目的の第2段落にありますとおり、今年度は都内の7割の農業委員会で任期満了による新たな農業委員が選任されることとなっております。また、3段落目には、都内の生産緑地の指定面積の8割以上が令和4年に指定告示から30年を迎えるに当たり、農業委員会においては特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者を1人も作らない活動に取り組み、引き続き特定生産緑地の指定の促進を図るとともに、貸借円滑化法の周知、活用や担い手の支援、育成等を進めるという重要な役割と責務を担っていることが改めて示されてございます。世田谷区農業委員会としましても、引き続き農地の保全と農業振興に取り組むこととなりますので、令和2年度におきましても、農業委員会活動にご協力をお願いいたします。

なお、7ページには、農業委員会活動の積極的推進に関する決議が書かれてございます。先程も申し上げましたとおり、先月20日に開催された東京都農業委員会・農業者大会にて

決議されたものでありますので、後程要領とあわせてご確認いただければと思います。説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。令和2年度花卉・そ菜事業日程の情報提供でございます。

まず、表の一番上でございますが、例年4月に開催しておりました世田谷の花展覧会につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で開催中止となっております。表の上から2番目と3番目にあります第67回世田谷区夏季農産物品評会につきましては、6月13日(土)、14日(日)に世田谷公園にて開催予定でございます。表彰式につきましては、8月18日(火)に区役所第3庁舎ブライツホールで開催予定でございます。また、秋のイベントになりますけれども、第130回世田谷の花展覧会及び第50回世田谷区農業祭につきましては、花展覧会が11月6日から8日、農業祭が11月7日と8日に世田谷公園で開催予定でございます。これら2つのイベントに関する表彰式につきましては、12月17日(木)に三軒茶屋キャロットタワー26階スカイキャロットにて開催される予定です。来年度につきましても、皆様の出品のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。ふれあい農園「いちごつみとり」の開催についてのご案内でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。令和2年度都市農業課予算比較表でございます。予算についてのご説明となります。

事務局 こちらについては私から説明させていただきます。まず事業名等は、前年と変わりございません。内訳についてですが、2行目の農業振興対策委員会運営につきましては、来年度、世田谷区の産業振興基本条例の見直しに伴いまして、会議体を再編するというところで、若干減となっております。続きまして、農地の保全是、認証、認定の農業者の補助ですとか、施設栽培等の補助等がございますが、今までの実績、申請状況を踏まえまして、若干の減となっております。続きまして、下から2行目、農業振興等拠点運営については、光熱費等の使用実績が若干下がったことにより、若干減となっております。トータルとしましては、前年度に比べまして5%増という形になってございます。

続きまして、下の令和2年度世田谷区農業関係団体委託事業及び補助事業一覧に関しましても、関係団体、事業名等は変わりございませんので、お読み取りいただければと思います。

報告は以上になります。

事務局 それでは、報告事項の続きでございますが、資料No.12、都内産農産物等の放射性物質検査結果の報告でございます。今回は、令和2年2月27日付の検査結果の報告でございますが、世田谷区においては対象のものがございませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

事務局 続きまして、資料No.13です。経済産業部都市農業課（農業委員会）の人事異動についてご報告いたします。令和2年4月1日付の人事異動でございます。

（事務局より、人事異動について説明）

また、この場をかりまして、本日、来年度の事務局の事務次長及び農業委員会主事の荒井と岡田が来てございますので、お時間を頂戴し、自己紹介させていただきたいと思えます。また、こちらの表の黒崎と佐々木については、来月、4月の総会にて自己紹介させていただきたいと思えます。

（次期担当職員より自己紹介）

事務局 報告は以上でございます。

高橋会長 それでは、異動される伊藤さんと會田さん、ご挨拶をお願いいたします。

（異動対象者より挨拶）

高橋会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。全般的にご質問がありましたらお願いいたします。

上野委員 ちょっと依頼事項を1点よろしいでしょうか。

事務局に依頼がありまして、実は今回の資料No.6の、特に4番の方は私が今回農地パトロールで担当して、しかも、農地パトロールの報告のときに、具体的に、この方は必ず農業委員会と農協に相談して、特定生産緑地の指定を希望されている方だったので、私が言ったようにちゃんとやっていただいたので、事務局の方に、農協と協力するのは例えばどういうことをやりますという情報が上がっていたら教えて下さい。それをお願いします。

それで、特に次回、今委員長がおっしゃったように、皆さんの意見が今度4月に固まりますよね。そうしたら、そのときは必ず私が直接お会いして伝えますので、次回は皆さん思いきり、思いのたけを述べて下さい。それで固まりましたら、私から責任を持ってその方にお会いして、農業委員会はこのように考えていますと伝えたいと思えますので。あのとき私はただ農協に協力して下さいとしか言っていなくて、何をするとはいっていないんです。この方から実際に農協にはどういうことをやってもらうのか、もしも聞いているん

でしたら教えて下さい。今現在で結構です。4番の方からこういうことをやるとか、何か聞いていますか。

事務局 農協に相談をしているとは聞いているんですけども、具体的な中身はまだ聞き取っていないので。

上野委員 では、私が直接、どういう依頼を受けていますかと農協に聞いた方が早いですかね。

宍戸会長職務代理者 一応、園主関係と現状をお話しして、やはり特定生産緑地に入ってくださいですから、ぜひ入っていただきたいので、だけれども、農業委員会としては、このままだと許可できないとなってくるので、まず農協と農家さんと話して、現状を変えてもらうことの話し合いをするような形で、これから帰って職員とも話しますので、その結果、またどういう方向になるかはお伝えします。

上野委員 分かりました。

佐藤（治）委員 これで次回、例えば、農業委員会としては認められないということも出る訳ですか。

事務局 可能性としてはあると思います。

佐藤（治）委員 可能性として仮に出たとしますよね。1回はだめになっちゃったけれども、まだ受け付けはこれからある訳ですよね。

事務局 はい。

佐藤（治）委員 そうすると、次回、もう1回その受け付けを認めるとか、そういうこともあり得る訳ですか。

事務局 もちろんそのとおりです。例えば、今は肥培管理が良好とはいいがたい状況にあります。これが、例えば、あと数カ月で直ると言ったら変ですけども、生えている草がなくなってきれいな農地になりましたよといったときに、それであれば認められますよねと、皆様がそういうご意見で統一されたとすれば、2回目の申請なり3回目の申請を受け付けて、特定生産緑地制度に移行していただくということもあり得ると思います。

佐藤（治）委員 そうすると、今おっしゃったように、農協の営農支援か何かでこれをいろいろ話し合ってもらって、それで、これは申請がもう出た訳だよね。

事務局 そのとおりです。

佐藤（治）委員 現況をいろいろ話し合って、次回までにこのような計画で云々となったときは、皆さんに諮ってオーケーということもありますか。

事務局 私はそれもあると考えています。3月、この総会で情報提供を皆様に差し上げて、4月までに考えてきて下さいというお話ですけれども、この間にも、例えば、管轄の農業委員さんですとか事務局の方で、本人なりJAさんなりにどういう状況なのかとか、どういう計画なのかというのは聞き取りたいと考えています。あとは、今おっしゃられたように、今は不十分だけれども、ただ、この中にも前よりもよくなっているなというものも実は含まれているんですね。体調を壊されて一番下がっていたときよりは上向いてきているところもありますので、肥培管理上、良好になっているとは言えないかもしれませんが、徐々に上がってきていて、その後の計画もしっかりしていますよということであれば、それは農業委員会として認めましょうという結論に皆様でなれば、それは申請を受け付けてもいいのかなとも思います。

高橋会長 できるだけ生産緑地は残したいと私も思っております。よくなるような方向で、皆さん、御指導していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

池亀委員 この件ですけれども、特定生産緑地の指定申請は、何回でもできるという解釈でいいんですか。

事務局 何回もできるという訳ではないので、もし……。

池亀委員 この方々というのはもう指定申請が出ている訳ですよ。出ているから今、今日ここでマッチしているんですよ。

事務局 はい。

池亀委員 そうすると、先程佐藤委員がおっしゃったように、ここで、いやこれはだめでしょうと言ったときは、1回その指定申請を却下する、落とす訳ですよ。

事務局 保留します。

池亀委員 それで、その後にきれいにして耕作したからといって、これでいいでしょうということでまた出す訳ですよ。

事務局 はい。

池亀委員 だから、今言ったように、2回も3回も出すことはできるものなんですか。

事務局 都市計画審議会で決定するものなので、まだそこまでは上げていない状況です。なので、1回出されていますけれども、今の状況では……。

池亀委員 1回保留にするということか。

事務局 そうですね。保留にさせていただく考えでいます。

池亀委員 要するに、指定申請はあくまで1回。

事務局 状況も、その間に相続が発生するとかであれば、例えば、申請人を変えてということですか、いろいろケースは考えられると思いますけれども、基本的には1回にしてくださいということなので、一旦出していただいたものは保留するというので、次に日付を変えるなりして出していただくと。内容はそのままとは思いますが。

事務局 ただし、受け付けの申請は1回で保留と。都市計画審議会に出すときは、ほぼ特定生産緑地制度に移行するための手続なんです。それなので、肥培管理の状況が今みたいに悪いということであれば、今申し上げたとおり保留にはしていると。ただ、その特定生産緑地制度の審議会にかけるのが、結局3回しかないの、期限がもう決まっていますよ。ですので、それまでには申請をしていただく必要があります。ですので、何度も申請できるということではなくて、あくまで期限の中に基づいて申請をしていただくということです。

池亀委員 そうすると、その1回蹴っ飛ばされた形になって、それをすぐ処理ができないで半年も時間がたったりすると、もう今年度には間に合わない訳だから、来年度のときに申請を出すという形ですか。

事務局 そうですね。それまでにはちゃんと肥培管理を改善しておいて下さいと。

池亀委員 ラストイヤーのときに蹴っ飛ばされたら、もうアウトということですね。前の元号で言うと平成34年の10月で切れる訳だよね。今は平成32年な訳だから、あと2回。

佐藤（治）委員 今のは都市計画審議会というところで認める訳ですか。

事務局 そうです。

佐藤（治）委員 それは、これから3回ある訳ですか。

事務局 そうです。1年ずつ行いますので。

佐藤（治）委員 仮に、来年認めたとしますよね。そうすると、相続が発生しちゃったとか、あるいはよんどころない事情でとなったときは、1回都市計画審議会が認めたものももう1回考え直すことはできるんですか。

事務局 それはケース・バイ・ケースで、考え直すことはあり得ます。

佐藤（治）委員 肥培管理云々じゃなくてね。

事務局 そうです。効力が発生するのは、あくまでもその3カ年のどこで受け付けても同じなので、特定生産緑地制度の移行というのは、30年たって以降、また後ということですから、その間に何かよんどころない事情があれば、それをもとにやり直すと言ったら変

ですけれども……。

佐藤（治）委員 考えは受け付けてくれるということか。

事務局 はい。

佐藤（治）委員 分かりました。

高橋（良）委員 同じ今の件ですけれども、この中に出てきているというのは、もう申請がされて、それを都市計画課で見に行っていて、これは余りよくないなというのをこれに出されているということなんですか。

事務局 都市計画課で全てを見ている訳ではないです。

高橋（良）委員 ないけれども、一応都市計画課でこれに準拠するものを見て、余り肥培管理がよくないなというのを今議題として出しているということでもいいですか。

事務局 それで言いますと見ていないです。これは農地性のことなので、都市計画課としては、その部分は農業委員会であるとか、都市農業課の方で一定の答えを出してほしいという考えでいますので。

高橋（良）委員 前のときにたしか、都市計画課でやって、農業委員会としては見に行かないということ聞いていますよね。

事務局 それは申請された全部を皆さんに見に行っていていただくものではないです。一部のものについては、例えば、一部のものといえば、こういった案件については、どうしても見に行っていていただくことがありますというところだったと思います。

高橋（良）委員 それで、一応申請されているものに関してはここに出ているということですか。

事務局 これは申請を都市農業課で受け付けている。

高橋（良）委員 それで、都市計画審議会に一応のせる予定のものという意味ですか。

事務局 書類は整っていますから、このまま何もしなければのります。何もなければですけれども。

高橋（良）委員 それによって、私もちょっと関係しそうなところが出てきているので、これからもう1回話し合わなくてはいけない部分も出てくるんです。というのは、前に行っていて、余りぐあいがよくなかったんだけれども、農協と相談して、順次改めていきますよという話になっているはずだったのが、今、こういう形で出てきちゃっているのがちょっとあるんですよ。多分、その物件だとすると。そうすると、今の状況を考えてこのまま行っちゃって、もし農業委員会のこの席でだめだよという話になったときに、ちょっと

余りよくない感じもするので、今、こういう意見につながってきそうなところもあるので、その都市計画審議会にかける前に、もうちょっと何か改めて下さいという話もしなくちゃいけないかもしれないんです。ですから、その辺の様子もちょっと聞いておきたかったのと、それから、この状況というのは、効力が発生するのは全部最後のところなんですけれども、毎年出された順番に、受け付けていった順番に都市計画審議会にもかけるという形ですか。

事務局 そうです。1年ごとに受け付けて、その次の年の審議会にかける。

高橋（良）委員 かけて、一応オーケーだったのは順番に積み重ねていって、効力が発生するのは一番最後の年の、そこから発生という形なんですか。

事務局 はい。

真鍋委員 特定生産緑地の申請をされた中で、この農業委員会で農地パトロールをやって、問題ありというところを今出している訳ですよ。だから、さっき言った全部をここで見るとか、都市計画課が見るとかじゃなくて、あくまで肥培管理の部分はこの農業委員会の管轄で、農地パトロールで問題ありで特定生産緑地の申請をしたところについてこういう協議がこれからなされるという解釈で、先程はそういう説明だったと思うんです。これが整理です。

その中で、それぞれの農業委員さんが農地パトロールをやって、これはちょっと問題があるよという報告事案ですけれども、先程職務代理から、JAでその方とこれから協議をしていって、そのことをまた報告しますというお話があったので、先程の高橋さんの件も同じだと思うんです。だから、今農業委員さんが、今の高橋さんの質問も、じゃ、自分が担当だからすぐそこに行かなければならないのか、さっき上野さんもそう思われたと思うけれども、まずは、JAが中に入ってくださっているいろんな協議をする、農業委員会にも報告がある、農業委員さんにもその旨の報告があった上で次の4月に臨むという解釈でいいですか。もう農業委員の人たちはこういう資料が出ているから、それぞれが見に行ってもその人とかけ合ってくれと言っているのか、まずはJAの方で、多分組合員さんでしょうから、きちんとお話をされた上で、1つの方向性なり、その協議の中身を各担当の農業委員さんに伝えていただいて、そういうことを加味しながら次の4月に臨むという解釈でいいのか、どうですか。

事務局 まずは、農協様が1回入っていただいて、その状況について情報収集した上で、我々からも委員さんに話を伝えた上で、できるだけ4月中に、農協さんとか、そういった

ことも踏まえた上で、農業委員から再度園主さんの意向の確認をしていただいて、それで4月の総会で状況としてはこうなっていますということをお場で推しはかっていたらとばかりは考えております。

菅沼委員 よくなる方向で動きますということなら、それも考えて下さいと。

池亀委員 この方々は申請を出している訳だけれども、これは直で出しているんですか、それとも農協絡みで出しているんですか。農協絡みで出しているんだとすると、そのときに資産管理なり、この状態だとあれですよというのを、その地区の農業委員さんとともにあれしてから出してもらわないと、何も聞いていないで、用意ドンでこのように上がってきたって、農業委員としても分からない訳ですよ。個人的に申請書を作っているんですか。

高橋（良）委員 農協は絡んでいるんじゃないですかね。だって、申請書の作り方は分からないでしょう。

池亀委員 だから、農協が絡んでいるとすると、そのときにその地区の農業委員さんに一声かけて一緒に、話にしる……。

穴戸会長職務代理 今のところ、多分、これは農協が間に入って提出されているとは思っているんですが、ただ、現状、どんな状態で特定生産緑地にのれるかのれないかを把握していないからこういうものが出てくると私は思っているんですよ。ただ、これは、農協も間に入ってやっているのであれば、特定生産緑地として受けてもらえるような形を提供しながらやらなくてはいけないことだと思うので、まず、私が持ち帰って、この現状を担当者と話して、このままだと特定生産緑地に申請できないよと、それをこういう形で直してもらおうという話はちょっとしたいと思っています。ただ、だからどうなりますとかいうのは分かりませんが、この状態を今日知ったので、それを農協の職員と話して、そうしたら、また担当の農業委員の皆様にも現状をお話ししなくてはいけないと思っています。ですから、まず、ちょっと話してみまして、また農業委員さんの方に話の内容をお伝えする形をとりますから。今現状、どんな内容で提出されているかはちょっと分からないので、今、こうしますとは言えないので。

高橋会長 農協としては、全部通してもらえるような話はしているはずなんですけれども、中には自分で出してしまう人もいるかも知りませんので、ですから、先程言ったように持ち帰って、よく内容を調べた上で問題があれば、農業委員さんを含めて相談といたしますか、直すというか、していかねばいけないのではないかと考えています。当農協

にも1件、その中にあるんですけれども、その件につきましてはどうも農協に相談した節がないので。

池亀委員 そういう事案であれば、このように用意ドンで出てきても、ああそうなんだと思うけれども、間に農協が入っているのであれば、要するに、うちのこの農地を特定生産に出したいんだと、資産管理にしろ何にしろ、あれしたときに、現地の情報が多少は農協に入っているだろうから、そのところでストップをかけてもらわないと……。

高橋会長 私もそう思うんですよ。ちょっと状況がのみ込めないといえますか、個人で出されている可能性も……。

池亀委員 区の方は、その書類が出た時点で、毎年農地パトロールをやっていて、この農地はちょっとというのを把握してあるから、その申請書が出たからここに今載っている訳でしょう。

事務局 これは去年の農地パトロールの状況を見てということですよ。

池亀委員 そうでなければ、出た分が全部載っかってこなければおかしい訳だから、去年の農地パトロールの個票云々から拾って、これが出たからというのでここに載っているんだと思うんですよ。ただその際に、そのような状況な訳だから、その前の段階のときに注意なり、これではあれですよとしてもらわないと。

事務局 まず農協様の協力をいただきながら確認作業を進めていただいて、それで各農業委員さんと我々も含めて。

宍戸会長職務代理 まず話して、その後に農業委員の皆さんに意向を聞くこともあろうかと思えますけれども、一応話してみます。

高橋会長 ちょっと不確定なんですね。はっきりしないんですよ。その辺は持ち帰らないと分からないので。

事務局 ご確認を含めて、よろしくをお願いします。

高橋会長 それでは、本日の農業委員会総会を終了いたします。

では、宍戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者あいさつ)

午後4時15分閉会